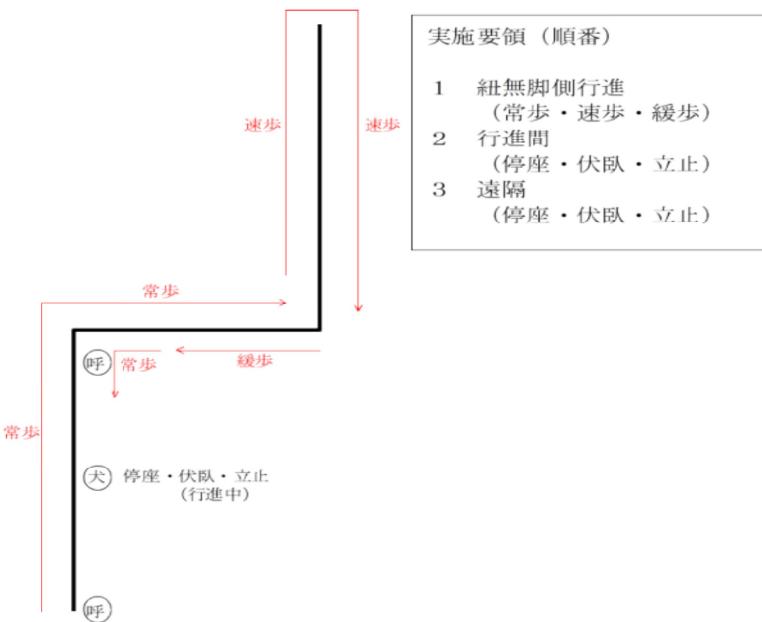


# 熊本県警察嘱託警察犬審査会実施要領

熊本県警察本部鑑識課

1 審査日時	令和8年1月17日（土）※1日目 ①服従 9:00 ②足跡追及 10:00 ③爆発物搜索 13:00 令和8年1月24日（土）※2日目 ①服従 9:00 ②搜索救助 9:30 ※時間は実技の開始時間とする。
2 審査場所	熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地 熊本県運転免許センター
3 審査科目	①「足跡追及」②「爆発物搜索」③「搜索救助」 ※全ての受審犬について服従審査を実施する。
4 受審指導士 (犬)の資格等	(1) 受審指導士は、県内居住者又は隣接県内居住者であること。 (2) 受審指導士は、嘱託警察犬指導士としての能力、体力を有し、速やかな出動要請に応じられること。 (3) 受審指導士は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくは、これらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会勢力」という。）でないこと。 また、反社会勢力と親交等を有していないこと。 (4) 受審犬は、概ね生後12か月を経過していること。 (5) 受審犬は、法令に定める畜犬登録及び狂犬病予防注射を終了し、かつ、伝染病等の疾病にかかっていないこと。
5 受審要領	(1) 受審指導士は、事前に「嘱託警察犬審査会出場申込書」により申込みを行うこと。 (2) 受審犬は、1頭で複数の科目を受審できるので、別添「嘱託警察犬審査実施細目」を確認の上、受審する科目を選択して申込みを行うこと。 なお、申込み後に受審する科目を変更することは認めない。 (当日、受審を辞退することは可能) (3) 申込内容に虚偽があることが判明した場合は、受審資格又は合格を取り消すことがある。
6 審査要領	別添「嘱託警察犬審査実施細目」のとおり
7 その他	(1) 悪天候等の場合は、2月14日（土）及び2月21日（土）に延期する。 (2) 審査結果については、熊本県警察ホームページ及び文書で通知する。

## 嘱託警察犬審査実施細目

1 審査順番の決定	審査順番は、受審犬の性別、発情の有無、同一受審指導士に係る受審犬の頭数等を考慮して決定する。
2 審査実施要領	
(1) 服従	
科目構成	指定したエリア内で紐なし脚側行進、紐なし脚側行進中における各動作及び遠隔による各動作を行う。
実施要領	<p>ア 受審科目に関係なく、全ての受審犬について服従審査を実施する。</p> <p>イ 受審指導士は、あらかじめ指定された場所で受審犬を休止させて待機し、審査員等の指示で所定の位置につき、出場番号、受審犬名及び受審指導士名を申告すること。</p> <p>ウ 審査員等が指定したエリア内で、紐なし脚側行進（常歩、緩歩、速歩）、行進中の停座・伏臥・立止、遠隔操作による停座・伏臥・立止を実施する。</p> <p>エ 服従審査の結果、一定の水準に満たないと審査員等が判断した場合は各嘱託審査科目の審査を実施しないことがある。</p>
採点項目等	<p>服従審査（脚側行進等）</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>実施要領（順番）</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 紐無脚側行進 (常歩・速歩・緩歩)</li> <li>2 行進間 (停座・伏臥・立止)</li> <li>3 遠隔 (停座・伏臥・立止)</li> </ol> </div> <p>※ 行進間の停座・伏臥・立止時の指導士の立ち止まりは減点 ※ 停座・伏臥・立止（行進間・遠隔）における2回目以降の声符は減点</p>

	<p>ア 採点項目 受審指導士の指示に受審犬が正確に従うことができているか イ 減点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受審犬が受審指導士の指示に従わない場合</li> <li>○ 行進中の停座・伏臥・立止の際、受審指導士が立ち止まりながら指示する行為</li> <li>○ 行進中に受審犬が受審指導士の脚側から離れた場合</li> <li>○ 各動作における2回目以降の声符</li> <li>○ 会場からの逸走</li> </ul>
--	--

## (2) 足跡追及

科目構成	<p>審査コースは全面アスファルト舗装面で、審査当日、審査員又は審査補助者が設定する。</p> <p>ア 審査は、常歩で印跡した直線と屈折の歩数約100歩の審査コースで実施する。</p> <p>イ 出発点に原臭物品を置き、遺留物品（ゴム片等）を審査コース途中及び最終到達点に置く。</p> <p>ウ 原臭物品は印跡者から採取した移行臭とする。</p> <p>エ 審査コースを設定した後に、地形、自然現象、第三者による偶発的な印象等の誘惑が生じても、原則、審査コースの変更は行わない。</p>
実施要領	<p>ア 受審指導士は、あらかじめ指定された場所で受審犬を休止させて待機し、審査員等の指示で所定の位置につき、出場番号、受審犬名及び受審指導士名を申告すること。</p> <p>イ 受審指導士は、審査員等の指示により遺留物品（原臭）を嗅がせ、「嗅げ」、「探せ」等の命令を与え、進行方向を指示することなく足跡を追及させること。</p> <p>ウ 受審指導士の追従は認めるが、引き綱の把持、言語及び動作による誘導と判断される行為は減点対象とする。</p> <p>エ 受審指導士は、受審犬が遺留品を発見した動作（伏臥又は停座）を示した場合は、その場で遺留品を受け取り、受審犬に対し再び同地点から追及を命じること。</p> <p>オ 審査時間は7分間とする。出発点で受審指導士が受審犬に原臭を嗅がせ、追及を開始してから最終遺留品の発見動作を示すまでを計測する。</p> <p>カ 受審犬が指定のコースを大幅に逸脱した場合や作業意欲がない（逸走を含む。）と判断した場合は、審査時間内であっても追及を中止させることがある。</p>
採点項目等	<p>ア 採点項目 仮想被疑者の印跡を的確かつ迅速に追及し、遺留品を発見でき</p>

	<p>るか</p> <p>イ 減点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受審指導士が呼び戻し、再出発を行った場合</li> <li>○ 誘導行為とみなされる声符・視符・遠隔操作・引き綱を踏む行為等を行った場合</li> <li>○ 審査員等の指示によって、指定場所から再出発した場合</li> <li>○ 排便・排尿行為を行った場合</li> <li>○ 遺留物品未発見の場合</li> <li>○ 犬が遺留物品を舐める・咥える等した場合</li> <li>○ 追及意欲又は態度が不良の場合</li> <li>○ 審査時間を超過した場合</li> <li>○ 受審指導士として相応しくない言動（犬を叩く・罵倒するなどの行為）を認めた場合</li> </ul>
使用可能物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チェーンカラー 1 本</li> <li>○ 引き綱 1 本</li> </ul>

### （3）爆発物搜索

科目構成	<p>ア 屋外及び車両に仮想爆発物を隠匿し、当該仮想爆発物の搜索・発見・告知を行う。</p> <p>イ 搜索する爆発物（臭気）は「黒色火薬（臭気）」を使用する。</p>
実施要領	<p>ア 受審指導士は、あらかじめ指定された場所で受審犬を休止させて待機し、審査員等の指示で所定の位置につき、出場番号、受審犬名及び受審指導士名を申告すること。</p> <p>イ 想定エリア内に隠匿した「仮想爆発物」を搜索し、受審犬が発見動作（伏臥、停座又は立止）を示すまでを審査する。</p> <p>ウ 仮想爆発物は、想定エリア内に複数個設置する。</p> <p>エ 審査時間は10分間とする。受審指導士が「搜せ」等の命令を発した時点から、全ての仮想爆発物に対する受審犬の発見動作（伏臥、停座又は立止）までを計測する。</p> <p>オ 受審犬が仮想爆発物に触れるなどした場合は、減点することがある。</p>
採点項目等	<p>ア 採点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受審指導士の指示により、想定エリア内に隠匿された仮想爆発物を時間内に搜索・発見できるか</li> <li>○ 受審犬が仮想爆発物に触れずにかつ咆哮せずに告知できるか</li> </ul> <p>イ 減点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受審犬が受審指導士の指示に従わない場合</li> <li>○ 誘導行為とみなされる声符・視符等を行った場合</li> <li>○ 排便・排尿行為を行った場合</li> <li>○ 犬が仮想爆発物（ダミー含む。）に触れた場合</li> </ul>

	<input type="radio"/> 犬が告知の際に吠えた場合 <input type="radio"/> 作業意欲又は態度が不良の場合 <input type="radio"/> 審査時間を超過した場合 <input type="radio"/> 受審指導士として相応しくない言動（犬を叩く・罵倒するなどの行為）を認めた場合
使用可能物品	<input type="radio"/> 指揮棒 1 本 <input type="radio"/> チェーンカラー 1 本 <input type="radio"/> 引き綱 1 本

#### (4) 捜索救助

科目構成	想定エリア内に隠れた被捜索者の捜索・発見・告知を行う。
実施要領	<p>ア 受審指導士は、あらかじめ指定された場所で受審犬を休止させて待機し、審査員等の指示で所定の位置につき、出場番号、受審犬名及び受審指導士名を申告すること。</p> <p>イ 約 7, 700 m<sup>2</sup>の想定エリアから被捜索者 2 名を捜索、発見するまでを審査する。</p> <p>ウ 審査時間は 10 分間とする。</p> <p>受審指導士が「捜せ」等の命令を発した時点から、被捜索者 2 名の発見までを計測する。</p> <p>なお、被捜索者の発見の判断については「受審犬の告知」及び「受審指導士による被捜索者の確認」両方をもって発見とする。</p>
採点項目等	<p>ア 採点項目</p> <p><input type="radio"/> 受審犬による的確・迅速な捜索ができているか  <input type="radio"/> 受審指導士による的確な捜索エリアの選定、受審犬の使役ができているか</p> <p>イ 減点項目</p> <p><input type="radio"/> 捜索意欲又は態度が不良の場合（犬が受審指導士から離れない等）  <input type="radio"/> 会場からの逸走  <input type="radio"/> 受審指導士が、被捜索者を発見する意思を持って受審犬より先に茂み等の中に入る行為（草などが密生している場合に入り口を作る行為は可とする。追従を希望する場合は、その都度審査員等に許可を求める。）  <input type="radio"/> 排便・排尿を行った場合  <input type="radio"/> 審査時間を超過した場合  <input type="radio"/> 受審指導士として相応しくない言動（犬を叩く・罵倒するなどの行為）を認めた場合</p>
使用可能物品	<p><input type="radio"/> チェーンカラー 1 本（鈴付き）</p>

(5) 失格項目	
全科目共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受審犬について、審査員等が「逸走」と判断し、所定の時間内に審査に復帰しない場合</li> <li>○ 受審指導士が、審査員等の指示に従わない場合</li> <li>○ 受審指導士が、審査を妨害する行為を行った場合</li> <li>○ 受審指導士が、著しい誘導行為を行った場合</li> <li>○ 受審指導士が、虚偽の申告をした場合</li> <li>○ 受審指導士が、審査に直接関係のない物品を持ち込み、携行し、又は使用した場合</li> </ul>
3 その他	
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 悪質な失格項目があった場合は、当該受審指導士が管理する全ての受審犬を失格とし、以後の受審を認めない。</li> <li>(2) 受審犬が遺留品等（仮想爆発物、被捜索者含む）を発見したか否かにかかわらず、点数が合格基準に満たなければ不合格とする。</li> <li>(3) 審査に使用したい装備品等がある場合は、審査員等が確認の上、使用の可否を判断するため、審査開始前に申告すること。</li> <li>(4) 当日、試験会場に近接した場所での訓練は行わないこと。</li> <li>(5) 排便は、確実に処理すること。</li> <li>(6) 受審指導士は、ゼッケンを確実に着装して受審すること。</li> <li>(7) 発情犬については受付時に必ず申告し、雄犬から確実に隔離すること。</li> </ol>